

入 札 説 明 書

「群馬県立精神医療センター入院患者用寝具並びに当直職員用寝具及びリネン類に係る賃貸借契約」に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年8月17日（月）

2 調達内容

- (1) 賃貸借契約 群馬県立精神医療センター入院患者用寝具並びに当直職員用寝具及びリネン類に係る賃貸借契約
- (2) 搬入搬出場所 群馬県立精神医療センター サービス棟洗濯室
(群馬県伊勢崎市国定町二丁目2374)
- (3) 仕様等 詳細は、この入札説明書及び仕様書による。
- (4) 契約期間 令和8年10月1日～令和11年9月30日（3年間）

3 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県財務規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りではない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、群馬県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14の各号に定める基準を満たしていること。
- (7) 「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成5年2月15日健政第98号厚生省健康政策局長通知）第3の8（2）及び「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号厚生省通知）別添1に定める衛生基準を満たす洗濯施設を有している者であること。
- (8) 一般財団法人医療関連サービス振興会が運用する医療関連サービスマーク制度による

「寝具類洗濯業務」の認定を受けていること。

- (9) 資格者名簿において、本社又は委任先営業所の所在地が群馬県内であること。

4 入札説明書及び仕様書等に関する質問受付期間等

- (1) 受付期間 令和8年8月17日(月)から令和8年8月20日(木)までの毎日。
(2) ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

受付場所 〒379-2221 群馬県伊勢崎市国定町二丁目2374

群馬県立精神医療センター経営課

電話 0270-62-3311

FAX 0270-62-0088

5 競争参加資格の確認

- (1) この公告の入札の参加希望者は、3に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加申請書、一般財団法人医療関連サービスマーク振興会が定める医療関連サービスマーク認定証書の写し及び消費税等に関する課税(免税)事業者届出書(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

ただし、消費税等に関する課税(免税)事業者届出書については、過去に群馬県立精神医療センターが執行した入札又は随意契約において提出し、当該届出書記載の課税(非課税)期間に契約予定日が含まれる場合は、提出を要しない。

なお、提出期限日までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

ア 提出期間 令和8年8月17日(月)から令和8年8月25日(火)午後5時まで(土曜日、日曜日を除く毎日。ただし、持参により提出する場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。)

イ 提出場所 〒379-2221 群馬県伊勢崎市国定町二丁目2374
群馬県立精神医療センター経営課
電話0270-62-3311

ウ 提出方法 申請書等は、持参または郵送により各1部を提出すること。
なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに、上記イの場所に必着のこと。また、封筒に「寝具・リネン賃貸借入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

- (2) 申請書等を提出した者は、契約担当者に説明し、又は協議に応じる義務を負うものとする。また、本県が求める仕様に達しない者は、提出した書類の内容変更に応ずべきものとする。
(3) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令

和8年8月26日（水）までにファクシミリ等により通知する。

- (4) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨通知する。

- (5) その他

ア 提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 上記書類のほか、必要に応じて細かく資料の提出を求めることがある。

6 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により、説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和8年8月26日（水）から令和8年8月28日（金）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日午前9時から12時及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所 〒379-2221 群馬県伊勢崎市国定町二丁目2374
群馬県立精神医療センター 経営課
電 話 0270-62-3311
FAX 0270-62-0088

- (2) 説明を求められたときは、令和8年9月4日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札執行の日時 令和8年9月1日（火）午前10時00分から

- (2) 入札執行の場所 群馬県伊勢崎市国定町二丁目2374
群馬県立精神医療センター2階 会議室

- (3) その他

競争入札の執行にあたっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書（入札参加資格確認通知書）の写しを持参すること。

8 入札及び開札方法等

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札書を上記7(1)の日時に7(2)の場所に直接持参することにより提出することとする。郵送、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 代理人に入札をさせる場合には、入札に関する権限を代理人に委任したことを証明する書類（委任状）を入札時に提出し、入札書に代理人について記名押印を行うこと。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、仕様書及び規則を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、4「入札説明書及び仕様

書等に関する質問受付期間等」により質問することができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

(4) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則、群馬県病院局財務規程の規定を守ること。

(5) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。

(6) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

(7) 第1回の入札において落札者がいないときは、第2回目の入札を行うことがある。2回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

(8) 契約手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(9) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア 入札金額 ※次の「(10) 入札書記載金額等について」を参照のこと。

イ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（法人の場合は代表者印）

ウ 代理人が入札する場合においては、上記に加え、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印並びに代理人の使用する印を押印した委任状を提出すること。

(10) 入札書記載金額等について

入札書に記載する金額は、以下のとおりとする。

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

イ 入札書には、品目ごとの各入札単価、各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額及びそれらの合計額（予定金額総額）を記載するものとする。

(11) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

(12) 入札参加者又はその代理人は、提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。

(13) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札が公正に執行することができない状況にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(14) 開札の日時及び場所

上記7「入札執行の日時及び場所等」の日時及び場所と同じ。

(15) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札実行事務に係りのない職員を立ち会わせてこれを行う。

- (16) 入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という）及び(15)の立ち会いの職員以外の者は入場することができない。
- (17) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することはできない。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に上記 7 (3) の通知書（入札参加資格確認通知書）又はその写しを提出しなければならない。代理人にあっては、入札権限に関する委任状も併せて提出すること。
- (19) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると入札関係職員が認める場合のほか、入札場を途中退場することはできない。
- (20) 入札場において、次の各号に該当する者は当該入札場から退場させる。
- ア 公正な競争の試行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (21) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。

9 入札の無効

- (1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者の入札
 - イ 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札
 - ウ 入札者が同一の入札について、2 以上の入札書を提出したとき。
 - エ 入札に際し、不正の行為があったとき。
 - オ 入札書の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。
 - カ 代理人による入札の場合に、委任状の提出をしないとき。
 - キ その他、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札を行った入札者で、品目ごとの各入札単価が各予定価格（単価）の範囲内の価格である者のうち、予定金額総額（各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最も安価である者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

11 入札保証金 免除

1 2 契約保証金 免除

1 3 契約書の作成 別添、契約書案により、契約書を作成するものとする。

1 4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。